

市有公共用財産（道路・水路等）
用途廃止兼売却事前協議
（説明・様式集）

（令和5年4月1日）

栃木市都市建設部道路河川維持課

栃木市経営管理部管財課

I 市有公共用財産（道路・水路等）の用途廃止及び売払いについて

道路、河川、ため池など広く一般の用に供している公共物のうち、道路法・河川法などといった特別法によって管理の方法が定められているものを「法定公共物」といいますが、これらの適用または準用を受けないものを「法定外公共物」といいます。

法定外公共物の多くは、公図上に地番のない長狭物として存在し、代表的なものとして「里道（赤道）」や「水路（青線）」があります。これは、公図が作成された時代に道路や水路などの公共的な機能があったもので、特定の行政目的の用に供する行政財産として管理されています。

これら法定外公共物について、長年の土地利用の変化などにより道路や水路など本来の用途による機能がなくなり、将来において機能回復させる必要がないものと認められる場合には、所定の手続によりその用途を廃止することができます。その後、有償にて譲渡することが可能となります。

(1) 法定外公共物を用途廃止できるのは、次の場合です。

- ①代替施設が設置されたことにより不用となった場合
- ②宅地造成等により、その区域内に存置する必要がなくなった場合
- ③現況において機能がなく、将来とも機能回復させる必要がないものと認められる場合

(2) 用途廃止及び払下げを希望できる方は、原則としてその法定外公共物に線で接する土地所有者の方になります。

(3) 用途廃止するにあたっての整合性及び審査基準

- ①境界及び所有関係が明確であること。
- ②申請者に売払うことで問題等生じないこと。
- ③用途廃止に係る法定外公共物が従来有する公共機能に支障がないと認められるものであること。
- ④用途廃止に係る法定外公共物に接する土地所有者の同意が得られるものであること。
- ⑤用途廃止に係る法定外公共物に接する土地の借地、水利その他の権利者の同意が得られるものであること。
- ⑥用途廃止に係る法定外公共物に電柱、水道管その他の占用物件があるときは、当該占用物件の管理者の同意が得られるものであること。

- ⑦用途廃止に係る法定外公共物に第三者の使用権、水利権等のあるときは、当該権利者の同意が得られるものであること。
- ⑧取得の目的が、用途廃止に係る法定外公共物の周辺地域の公安、風俗その他公序良俗を害するおそれのあるものでないこと。
- ⑨用途廃止に係る法定外公共物に道路、水路その他の公共施設の整備計画がないこと。
- ⑩用途廃止に係る土地に付帯物があるときは適正な処理がなされること。
- ⑪用途廃止に係る法定外公共物と連続する法定外公共物の管理に支障がないこと。
- ⑫用途廃止することにより、付近の土地が接道しなくなる場合及び付近の土地が袋地にならないこと。
- ⑬用途廃止により不要な残地が生じないこと。
- ⑭ひとつの連続性のある法定外公共物の一部を用途廃止する場合において、将来その全部が用途廃止できる確約が得られるものであること。

(4) 用途廃止の判断基準は、法定外公共物として存置すべきか否かの判断によるものです。したがって、周辺状況からみて前後に機能がある場合や、代替施設があったとしてもその機能が不十分な場合などは用途廃止することはできません。

(5) 必要に応じて関係部署へ意見照会を行うとともに、現地調査のうえ用途廃止見込みについて回答しますので事前協議の手続きをおこなってください。

(6) 売り払いについては、管財課財産管理係にご相談ください。

II 事前協議について

(1) 用途廃止兼売払事前協議書に必要な書類を添えて市長に提出してください。

- ①位置図 ②公図 ③登記事項(土地全部事項)証明書
- ④測量図(平面図) ⑤現地写真
- ⑥委任状(代理人による申出の場合) ⑦占用物件調書(附表)
- ⑧その他市長が必要と認めるもの

(2) 市において、現地を確認の上、その内容の適否について事前協議チェッ

クシートに基づき調査及び審査を行い、当該審査等の過程における意見について用途廃止兼売払事前協議意見書により申出者に通知いたすとともに、管財課より売払単価（年度分）について併せて意見書に記載いたします。

調査のため、所有地に入ることをの了解をお願いします。

用途廃止の申請をする前に、市有地と民有地との境界を明確にしておかなければなりません。

【用途廃止に関する手続き】

担当課：栃木市 都市建設部 道路河川維持課

住 所：栃木市万町9番25号

電 話：0282-21-2405

【売払いに関する手続き】

担当課：栃木市 経営管理部 管財課

住 所：栃木市万町9番25号

電 話：0282-21-2824

課長	道路河川管理係長	係員	担当

用途廃止兼売払事前協議書

年 月 日

栃木市長 様

申出者 住所
 氏名 (※)
 電話番号

(※) 自署しない場合、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

代理人 住所
 氏名 印
 電話番号

次のとおり、用途廃止及び売払いに関する事前協議をします。

記

1. 土地の表示

土地所在	備考
栃木市	

2. 添付書類

- ①位置図 ②公図 ③登記事項(土地全部事項)証明書 ④現地写真
 ⑤測量図又は平面図 ⑥委任状(代理人による申出の場合)
 ⑦占用物件調書(付表) ⑧その他市長が必要と認めるもの

管財課 合議	課長	財産管理係長	係員
管財課 意見	平方メートル当たり売払単価 (年度分) 円 ・ ・		

(1) 確認事項

- ① 隣接者及び利害関係者の有無 有 ・ 無
- ② 隣接者及び利害関係人の同意の可能性 有 ・ 無
- ③ 隣接地が未相続地及び共有地か 有 ・ 無
- ④ 占有物件の有無
有 ・ 無
 - a. 埋設管（水道・下水道・農業用水・その他の管）
 - b. 電柱（東電柱・NTT柱・その他の柱）
 - c. その他（ ）
- ⑤ 境界確定の有無 有 ・ 無 ・ 実施予定
- ⑥ その他（ ）

【同意承諾事項】

- ① この事前協議書は、管財課財産管理係(売払単価)と情報の共有をすることについて同意いたします。
- ② なお、意見書交付までには約3週間程度かかりますのでご理解をお願いいたします。

用途廃止兼売払箇所占有物件調書

物件番号	占有物件名
1	・ (管理者：)
2	・ (管理者：)
3	・ (管理者：)
4	・ (管理者：)
5	・ (管理者：)

※用途廃止及び売払いを希望する箇所に占有物件があるかの確認です。

第 号
年 月 日

様

栃木市長

印

用途廃止兼売払事前協議意見書

年 月 日付で協議のありました用途廃止及び売払いの事前協議に基づく市の意見をお知らせします。

記

(土地の表示)

土地所在	備考
栃木市	
栃木市	
栃木市	

(意見)

--

(売払単価)

令和 年度売払単価(㎡当たり単価)	円
※年度が替わりましたら再度、単価の確認を管財課財産管理係とおこなって下さい。	

連絡先 栃木市役所

都市建設部道路河川維持課道路河川管理係

担当： 電話番号 0282-21-2405

経営管理部管財課財産管理係

担当： 電話番号 0282-21-2604